

令和2年第4回（5月）吉川市議会臨時会

議 案 書

吉 川 市

No.	議案番号	件名	頁
1	報告第 4 号	専決処分事項の承認について	1
2	報告第 5 号	専決処分事項の承認について	8
3	第 33 号議案	市長等の給料の特例に関する条例	25
4	第 34 号議案	令和 2 年度吉川市一般会計補正予算 (第 2 号)	—

報告第4号

専決処分事項の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、吉川市国民健康保険条例及び吉川市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和2年5月14日提出

吉川市長 中原恵人

理由

新型コロナウイルス感染症に感染し、又は感染が疑われる被用者で休業したことにより給与の全部又は一部を受けることができないものについて、傷病手当金を支給する制度を整備するため、緊急に吉川市国民健康保険条例（昭和34年吉川町条例第4号）及び吉川市後期高齢者医療に関する条例（平成19年吉川市条例第32号）を改正する必要性が生じたため、令和2年5月1日に吉川市国民健康保険条例及び吉川市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を専決処分したものである。

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

吉川市国民健康保険条例及び吉川市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する
条例（別紙）

令和2年5月1日

吉川市長 中原恵人

吉川市国民健康保険条例及び吉川市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
をここに公布する。

令和2年5月1日

吉川市長

吉川市条例第12号

吉川市国民健康保険条例及び吉川市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する
条例

(吉川市国民健康保険条例の一部改正)

第1条 吉川市国民健康保険条例(昭和34年吉川町条例第4号)の一部を次のように改
正する。

次の表の改正前の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号を削り、同表の改正
後の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項を加える。

改正後	改正前
附 則	附 則 <u>(施行期日)</u> 1 この条例は、昭和34年4月1日から施行す る。 <u>(条例の廃止)</u> 2 次の条例は、これを廃止する。 <u>(1) 吉川町国民健康保険条例(昭和30年吉川 町条例第13号)及び同一部変更条例</u> <u>(2) 国民健康保険法の制定に伴う国民健康保険 事業の応急措置に関する条例(昭和34年吉 川町条例第113号)</u>

(平成21年10月から平成23年3月までの間の出産に係る出産育児一時金に関する経過措置)

3 被保険者が平成21年10月1日から平成23年3月31日までの間に出産したときに支給する出産育児一時金の第7条第1項の規定の適用については、同項中「380,000円」とあるのは、「420,000円」とする。

(施行期日)

第1条 この条例は、昭和34年4月1日から施行する。

(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金)

第2条 給与等（所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナウイルス感染症」という。）に感染したとき又は発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われるときに限る。）は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手

当金を支給する。

2 傷病手当金の額は、1日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した3月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除した金額（その額に、5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。）の3分の2に相当する金額（その金額に、50銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げるものとする。）とする。ただし、健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の30分の1に相当する金額の3分の2に相当する金額を超えるときは、その金額とする。

3 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとする。

（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等との調整）

第3条 新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる場合において給与等の全部又は一部を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けることができる給与等の額が、前条第2項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支

<p><u>給する。</u></p> <p><u>第4条 前条に規定する者が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合において、その受けることができるはずであった給与等の全部又は一部につき、その全額を受けることができなかつたときは傷病手当金の全額、その一部を受けることができなかつた場合においてその受けた額が傷病手当金の額より少ないときはその額と傷病手当金との差額を支給する。ただし、同条ただし書の規定により傷病手当金の一部を受けたときは、その額を支給額から控除する。</u></p> <p><u>2 前項の規定により市が支給した金額は、当該被保険者を使用する事業所の事業主から徴収する。</u></p>	
---	--

(吉川市後期高齢者医療に関する条例の一部改正)

第2条 吉川市後期高齢者医療に関する条例（平成19年吉川市条例第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改正後	改正前
附 則	附 則 <u>この条例は、平成20年4月1日から施行する。</u>

<p><u>(施行期日)</u></p> <p>1 <u>この条例は、平成20年4月1日から施行する。</u></p> <p><u>(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金に関する事務)</u></p> <p>2 <u>埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例（令和2年埼玉県後期高齢者医療広域連合条例第〇号）附則に規定する期間、市は、第2条に規定する市において行う事務のほか、広域連合条例附則第5条の傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付及びその事務に付随する事務を行うものとする。</u></p>	
---	--

附 則

この条例は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の吉川市国民健康保険条例附則第2条から第4条までの規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から規則で定める日までの間に属する場合に適用することとする。

報告第5号

専決処分事項の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和2年度吉川市一般会計補正予算（第1号）について、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和2年5月14日提出

吉川市長 中原恵人

理由

国の「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」を受け、迅速かつ的確に家計への支援を行うため、特別定額給付金給付事業の事務費の一部について緊急に予算措置する必要性が生じたため、令和2年度吉川市一般会計補正予算（第1号）を専決処分したものである。

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

令和2年度吉川市一般会計補正予算（第1号）（別紙）

令和2年5月1日

吉川市長 中原恵人

別紙

令和2年度吉川市一般会計補正予算（第1号）

令和2年度吉川市一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ35,851千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23,067,850千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15. 国庫支出金		4,070,908	35,851	4,106,759
	2. 国庫補助金	527,333	35,851	563,184
歳入合計		23,031,999	35,851	23,067,850

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		2,069,760	35,851	2,105,611
	1. 総務管理費	1,362,736	35,851	1,398,587
歳 出	合 計	23,031,999	35,851	23,067,850

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
15. 国庫支出金	4,070,908	35,851	4,106,759
歳入合計	23,031,999	35,851	23,067,850

歳 出

款	補正前の額	補 正 額	計
2. 総務費	2,069,760	35,851	2,105,611
歳 出 合 計	23,031,999	35,851	23,067,850

(単位 千円)

補正額の財源内訳			
特 定 財 源			一般財源
国県支出金	地方債	その他	
35,851			
35,851			

2 歳 入

(款)15. 国庫支出金

(項) 2. 国庫補助金

目	補正前の額	補 正 額	計
1. 総務費国庫補助金	50,388	35,851	86,239
計	527,333	35,851	563,184

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
1. 総務費補助金	35,851	特別定額給付金給付事務費補助金 35,851

15. 国庫支出金

3 歳 出

(款) 2. 総務費

(項) 1. 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
15. 特別給付金 事業費	0	35,851	35,851	35,851 国 (35,851)			
計	1,362,736	35,851	1,398,587	35,851			

(単位 千円)

節		説明	
区分	金額		
1. 報酬	1,807	10. 特別定額給付金給付事業	35,851
4. 共済費	18	1 報酬	1,807
8. 旅費	104	一般事務報酬	1,807
10. 需用費	951	4 共済費	18
11. 役務費	102	非常勤職員社会保険料	18
12. 委託料	32,560	8 旅費	104
13. 使用料及び賃借料	309	費用弁償	104
		10 需用費	951
		消耗品費	795
		印刷製本費	156
		11 役務費	102
		通信運搬費	14
		手数料	88
		12 委託料	32,560
		システム導入等委託料	32,560
		13 使用料及び賃借料	309
複写機使用料	88		
電算機借上料	221		

2. 総務費

給 与 費 明 細 書

1. 一 般 職

(1) 総 括

(単位 千円)

区 分	職 員 数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補 正 後	417人 (363人)	366,023	1,499,325	1,072,436	2,937,784	567,957	3,505,741	
補 正 前	417人 (355人)	364,216	1,499,325	1,072,436	2,935,977	567,939	3,503,916	
比 較	0人 (8人)	1,807	0	0	1,807	18	1,825	

※ () 内は短時間勤務職員で外書き

職 員 手 当 の 内 訳

区 分	補 正 後	補 正 前	比 較
扶 養 手 当	30,996	30,996	0
地 域 手 当	91,531	91,531	0
管 理 職 手 当	46,680	46,680	0
通 勤 手 当	30,589	30,589	0
住 居 手 当	37,821	37,821	0
期 末 手 当	405,360	405,360	0
勤 勉 手 当	246,775	246,775	0
時 間 外 勤 務 手 当	181,124	181,124	0
特 殊 勤 務 手 当	1,560	1,560	0

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位 千円)

区 分	職 員 数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補 正 後	391人 (3人)		1,414,958	1,002,064	2,417,022	500,761	2,917,783	
補 正 前	391人 (3人)		1,414,958	1,002,064	2,417,022	500,761	2,917,783	
比 較	0人 (0人)		0	0	0	0	0	

※ () 内は短時間勤務職員で外書き

職員手当の内訳

区 分	補 正 後	補 正 前	比 較
扶 養 手 当	30,996	30,996	0
地 域 手 当	86,771	86,771	0
管 理 職 手 当	46,680	46,680	0
通 勤 手 当	28,443	28,443	0
住 居 手 当	37,821	37,821	0
期 末 手 当	343,202	343,202	0
勤 勉 手 当	246,775	246,775	0
時 間 外 勤 務 手 当	179,816	179,816	0
特 殊 勤 務 手 当	1,560	1,560	0

イ 会計年度任用職員

(単位 千円)

区 分	職 員 数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補 正 後	26人 (360人)	366,023	84,367	70,372	520,762	67,196	587,958	
補 正 前	26人 (352人)	364,216	84,367	70,372	518,955	67,178	586,133	
比 較	0人 (8人)	1,807	0	0	1,807	18	1,825	

※ () 内は短時間勤務職員で外書き

職員手当の内訳

区 分	補 正 後	補 正 前	比 較
地 域 手 当	4,760	4,760	0
通 勤 手 当	2,146	2,146	0
期 末 手 当	62,158	62,158	0
時 間 外 勤 務 手 当	1,308	1,308	0
特 殊 勤 務 手 当			0

第33号議案

市長等の給料の特例に関する条例

(市長及び副市長の給料の特例)

第1条 市長及び副市長の給料の月額、令和2年6月1日から同年8月31日までの間（以下「特例期間」という。）において、市長及び副市長の給与等に関する条例（昭和44年吉川町条例第8号）第3条第1号及び第2号の規定にかかわらず、市長にあつては同条第1号に規定する額から当該額に100分の10を乗じて得た額を減じた額、副市長にあつては同条第2号に規定する額から当該額に100分の7を乗じて得た額を減じた額とする。期末手当の額の算定の基礎となる給料の月額についても、同様とする。

(教育長の給料の特例)

第2条 教育委員会教育長の給料の月額は、特例期間において、吉川市教育委員会教育長の給与等に関する条例（昭和44年吉川町条例第9号）第3条の規定にかかわらず、同条に規定する額から当該額に100分の5を乗じて得た額を減じた額とする。期末手当の額の算定の基礎となる給料の月額についても、同様とする。

附 則

この条例は、令和2年6月1日から施行する。

令和2年5月14日提出

吉川市長 中原恵人

提案理由

新型コロナウイルス感染拡大による市民への影響を考慮し、市長等の給料の減額を行いたいので、この案を提出するものである。